

個人投資家向け会社説明会 東京開催

ERIグループの事業のご紹介

ERIホールディングス株式会社(証券コード:6083)

2024年9月19日



コンテンツ

- 1.はじめに
- 2.ERIグループについて
- 3.主力事業について
- 4.成長戦略について
- 5.おわりに

本資料は、金融商品取引法上のディスクロージャー資料ではなく、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された将来の予測等は、説明会の時点で入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、不確実性を含んでおります。従いまして、本資料のみに依拠して投資判断されまことはお控えくださいますようお願いいたします。本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

1.はじめに

E R Iホールディングスの概要

業績の推移

配当政策と配当実績

1.はじめに | ERIホールディングスの概要

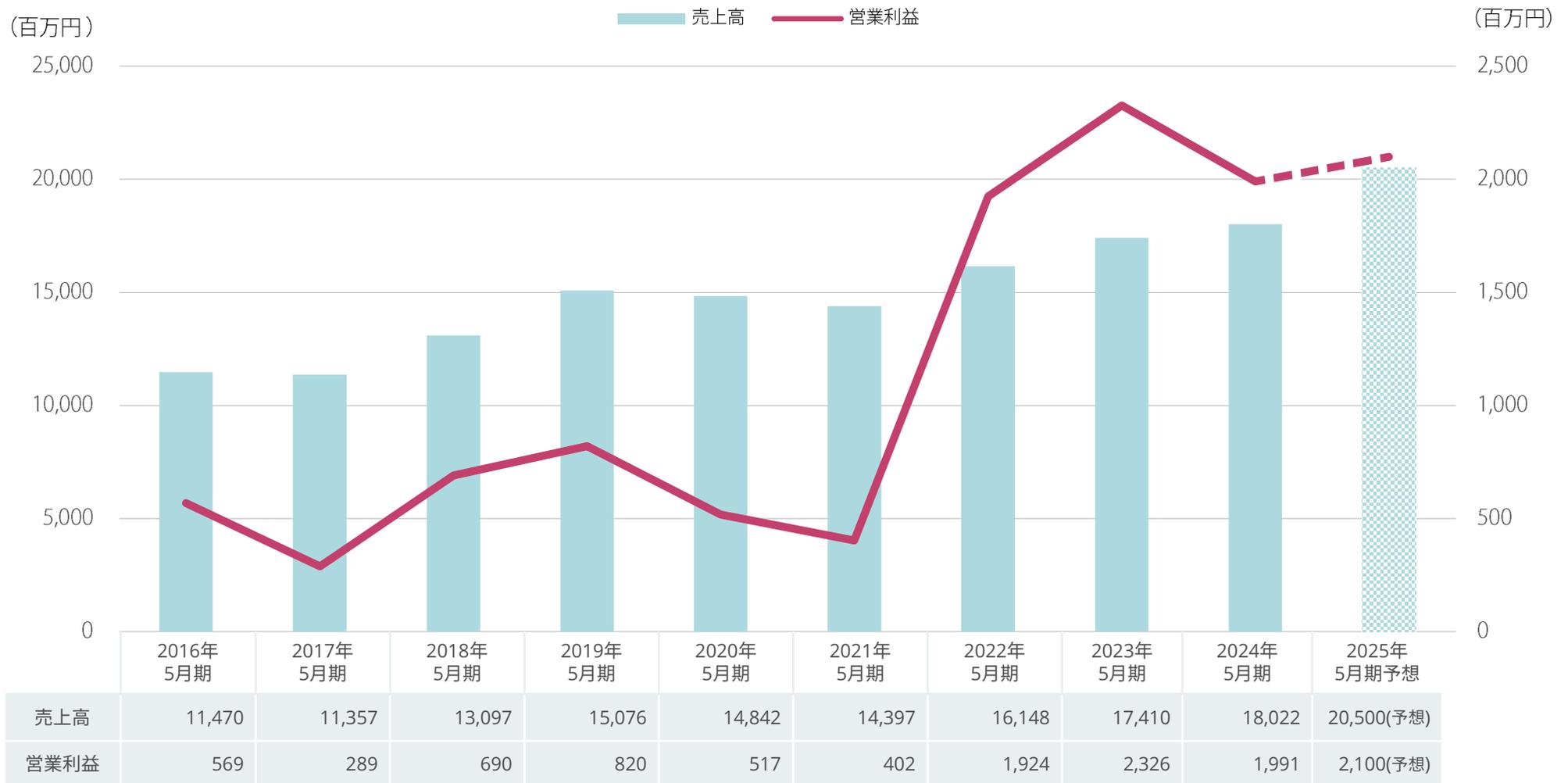
- 2013年12月、日本ERI株式会社の純粋持株会社として設立
- 設立と同時に東証一部に上場
- 2022年4月より東証スタンダード市場

(2024年5月31日現在)

事業内容	以下の事業を行う子会社の支配・管理 ① 建築確認検査事業 ② 住宅性能評価事業 ③ ソリューション事業 ④ その他の附随事業
資本金	9億9,278万円
売上高（連結）	18,022百万円 2024年5月期
従業員（連結）	1,512人
上場市場	東京証券取引所 スタンダード市場（証券コード：6083）
発行済株式数	7,832,400株
株主数	3,111名
事業年度	6月1日から翌年5月31日まで

1.はじめに | 業績の推移

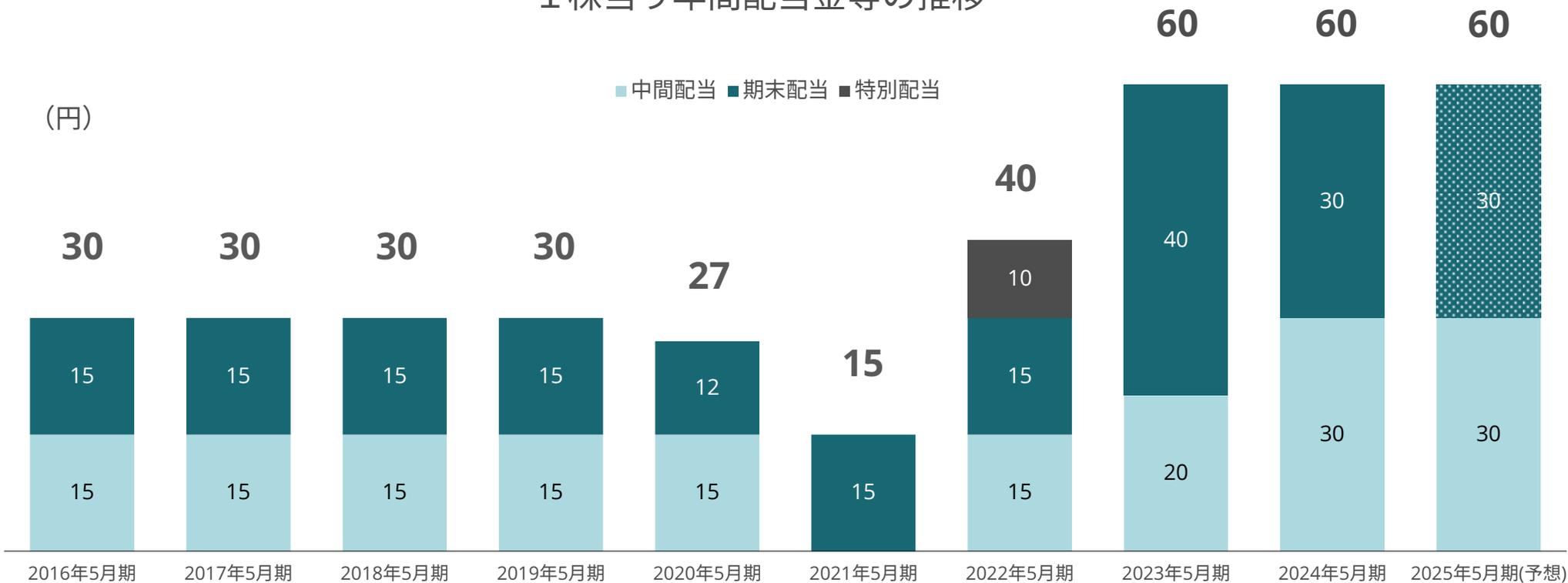
- 建築確認制度大改正の全面施行に備える体制整備とともに、M&Aを活用した事業領域拡大を継続し、次なる成長ステージを目指す



1.はじめに | 配当政策と配当実績

- 安定的な配当の継続による株主還元を重視
- 配当性向30%、年間配当金額60円を目安に

1株当たり年間配当金等の推移



2. E R I グループについて

経営理念

会社設立の背景・経緯

グループ会社の構成

全国に拠点を展開

創業からの成長の軌跡

グループの特徴

2. ERIグループについて | 経営理念

社名の由来

- E 評価 (Evaluation)
- R 格付 (Rating)
- I 検査 (Inspection)

経営理念

七つの理念を実践して、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献します。

- 理念 1. 消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
- 理念 2. 法令・規程を遵守し、第三者性・中立性を保ちます。
- 理念 3. 最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
- 理念 4. 全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます。
- 理念 5. 全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
- 理念 6. 可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります。
- 理念 7. 信頼され、社会的にも影響力のある会社になります。

2. ERIグループについて | 会社設立の背景・経緯

1923.9.1

関東大震災

M7.9

死者 不明者 10.5万人

全壊 10.9万棟

焼失 21.2万棟

1946.12.21

南海地震

M8.0

死者 不明者 1.3千人

全壊 1.1万棟

1948.6.28

福井地震

M7.1

死者 不明者 3.7千人

全壊 3.6万棟

1978.6.12

宮城県沖地震

M7.4

死者 不明者 28人

全壊 1.1千棟

1995.1.17

阪神淡路大震災

M7.3

死者 不明者 6.4千人

全壊 10.4万棟

焼失 7.1千棟

2004.10.23

新潟県中越地震

M6.8

死者 不明者 49人

全壊 3.1千棟

2011.3.11

東日本大震災

M9.0

死者 不明者 2.1万人

全壊 12.7万棟

浸水 1.1万棟



1924
市街地建築物法 改正
(耐震設計基準導入)

1950
建築基準法 制定
(旧耐震設計基準)

1981
建築基準法施行令大改正
(新耐震設計基準)

1995
耐震改修促進法 制定

1999.5
建築基準法 改正
【民間開放】

2000.4
住宅性能確法 制定

2006.1
耐震改修促進法 改正

私たちの仕事

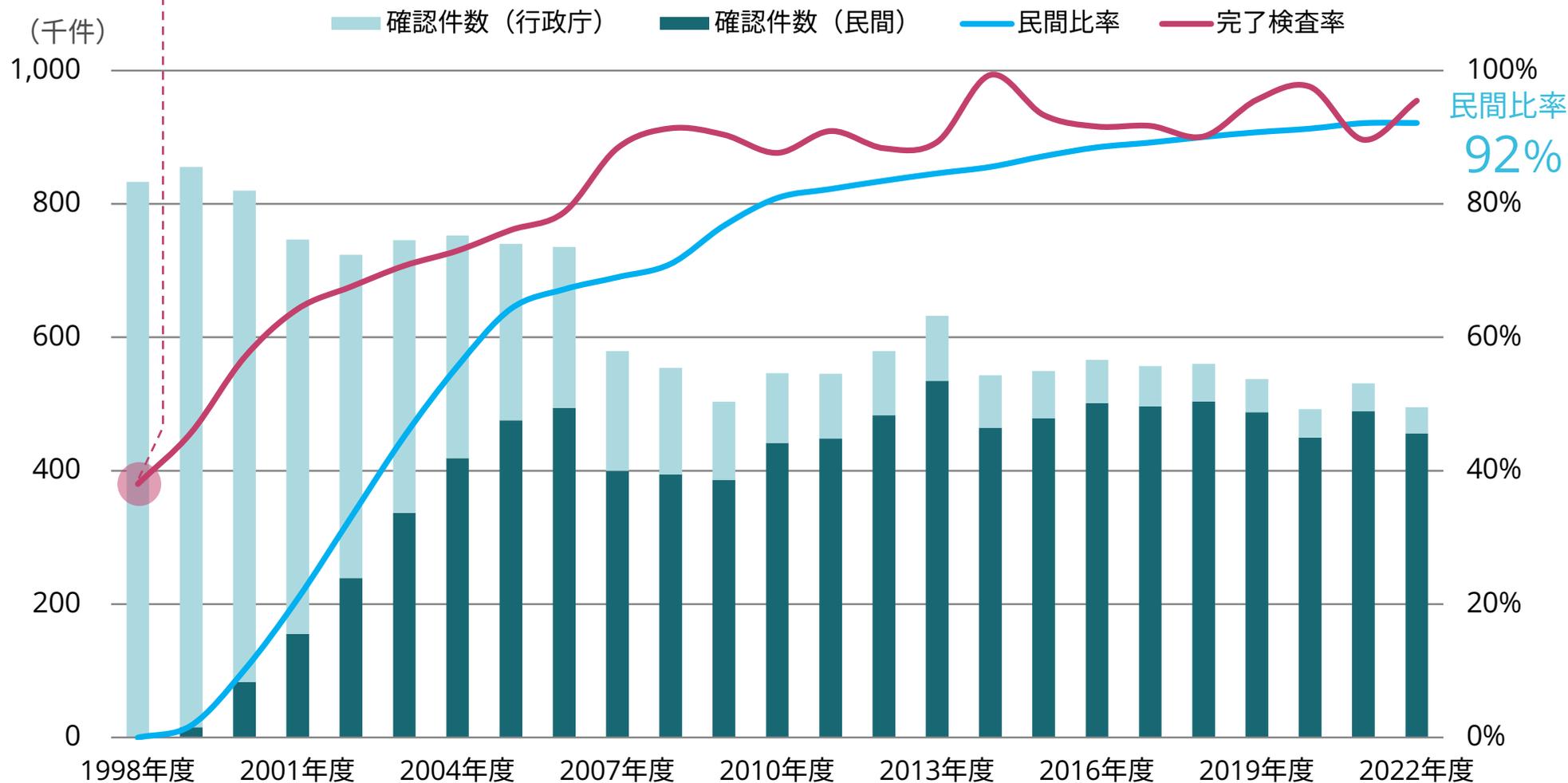
- 住宅性能評価機関創設 【住宅性能評価】
- 指定確認検査機関創設 【建築確認検査】
- 耐震診断 【耐震診断および耐震改修計画の認定取得のための評価】

「阪神・淡路大震災では、鉄骨部分の溶接部分の不良、木造住宅の耐力壁の不足等、施工の不良や明らかな違反が原因と見られる被害が多数発生した。」 国土交通省の資料のコメントより

全国の建築確認における民間比率と完了検査率

民間開放前
完了検査率

38% からおよそ10年かけて100% へ



出所 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」「建築基準法施行関係統計報告集計結果表」より、当社にて作成。年度は4月～3月の期間。

2. ERIグループについて | グループ会社の構成

純粋持株会社

ERIホールディングス



※ () 内は略称

中核事業を担う会社 (指定確認検査機関、住宅性能評価機関など)



日本ERI株式会社

日本ERI



住宅性能評価センター
(SHC)



サッコウケン
(SKK)



東京建築検査機構
(TBTC)

グループ全体をサポートする会社 (教育・研修・システム開発など)



株式会社ERIAアカデミー

ERIAアカデミー
(ERIA)

EPA SYSTEM Inc.
Environmental Planning of Architectural System Inc.

イーピーエーシステム
(EPAS)



株式会社ERIソリューション

ERIソリューション
(ERIS)



確かな明日へ

構造総合技術研究所
(R&D)



森林環境リアライズ
(FR)



道建コンサルタント
(DKC)



日建コンサルタント
(NKC)



福田水文センター
(FHC)



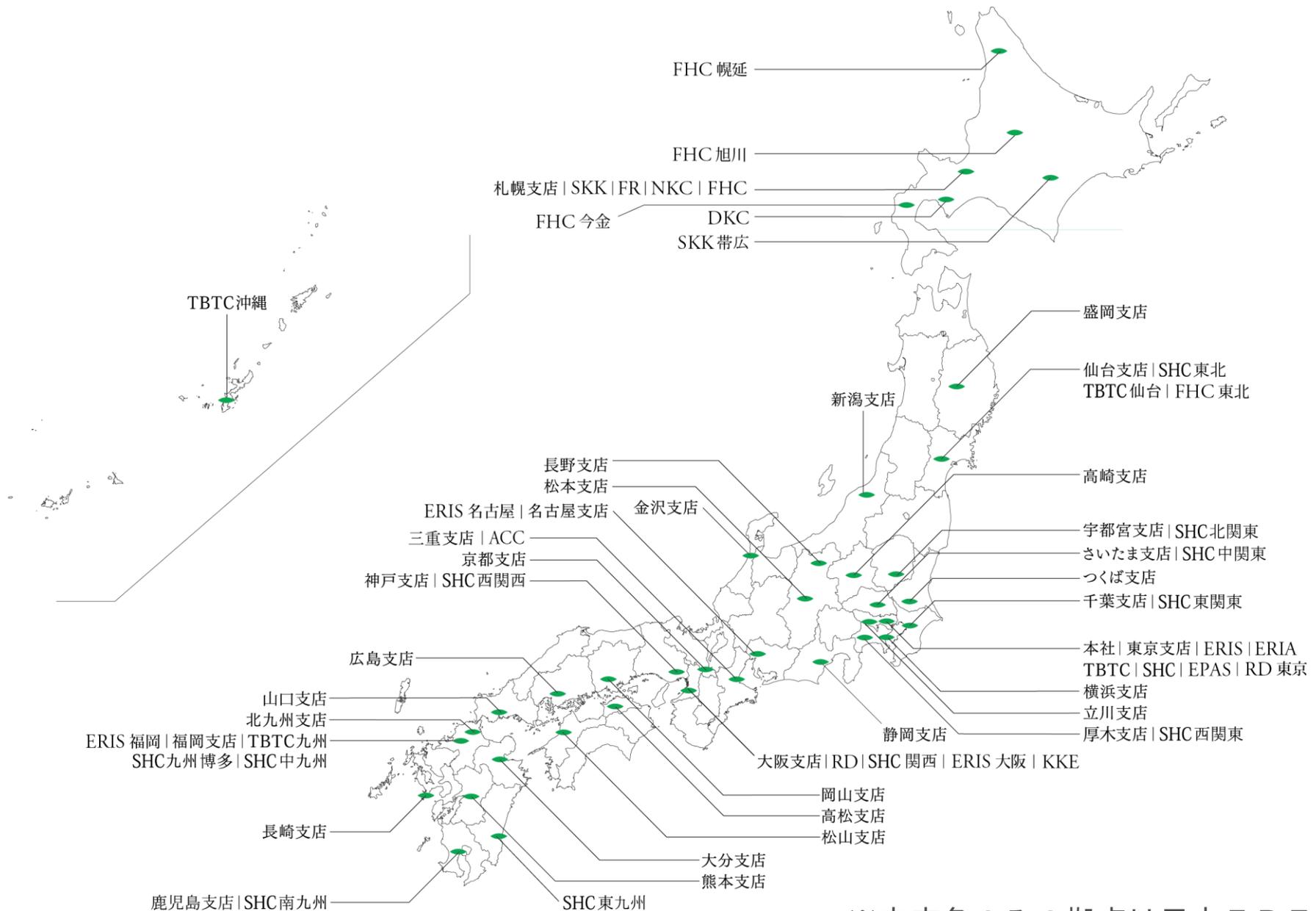
アジアコンサルタント
(ACC)



国土工営コンサルタンツ
(KKE)

事業領域の拡大を担う会社 (インフラ・ストック・環境関連事業など)

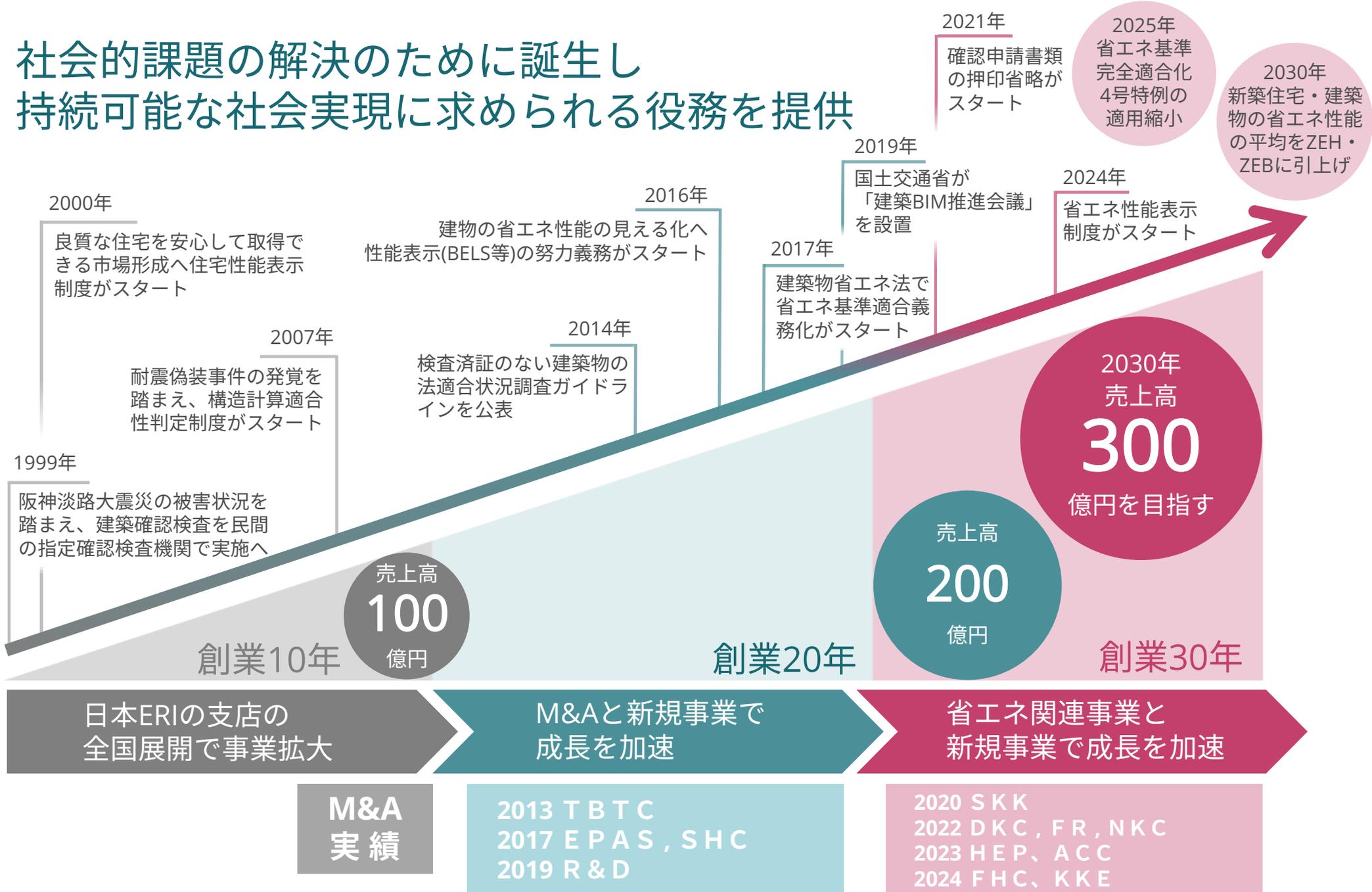
2. ERIグループについて | 全国に拠点を展開



※支店名のための拠点は日本 E R I の支店

2. ERIグループについて | 創業からの成長の軌跡

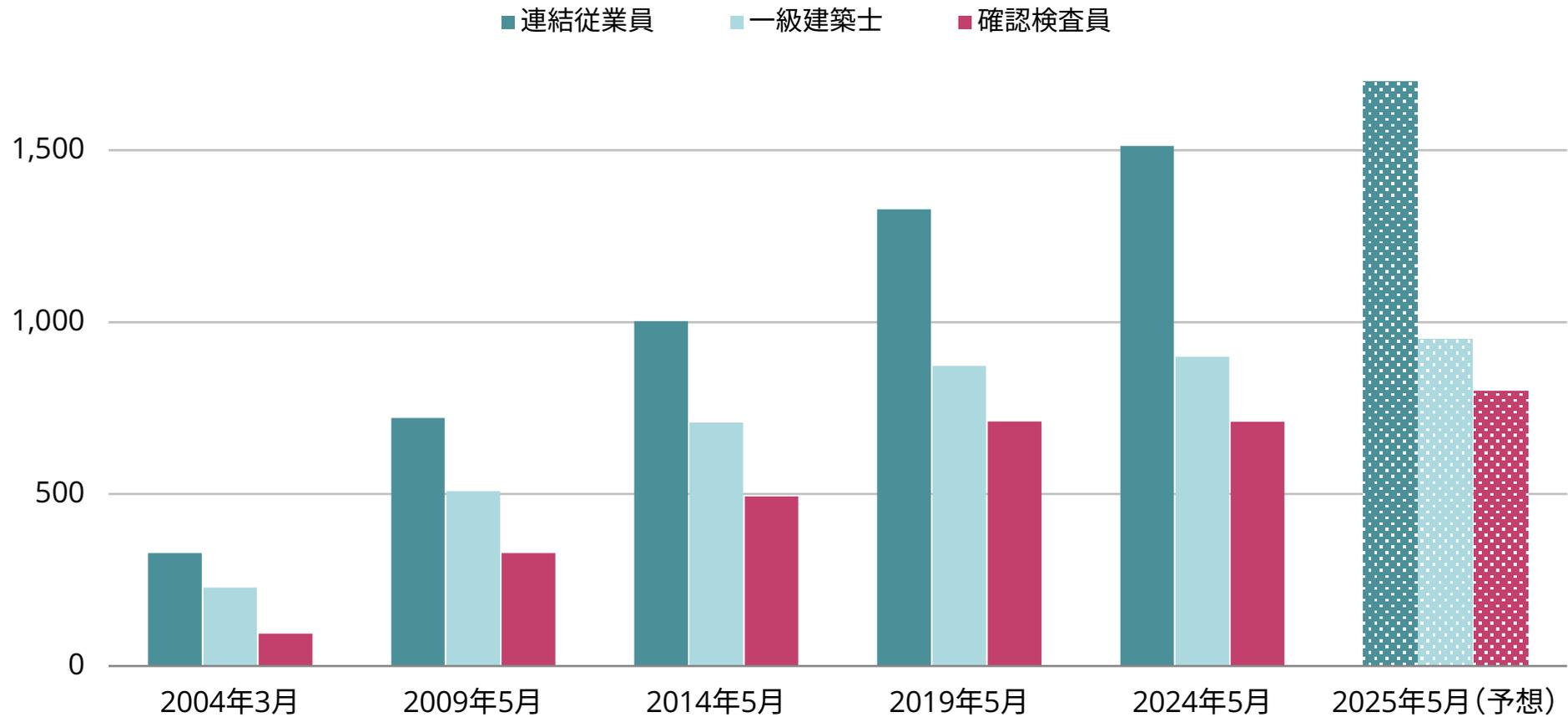
社会的課題の解決のために誕生し
持続可能な社会実現に求められる役務を提供



2. E R Iグループについて | グループの特徴

業界最多の有資格者・高い技術力

E R Iグループの従業員と資格者



3.主な事業

確認検査事業

住宅性能評価事業

省エネに係る事業

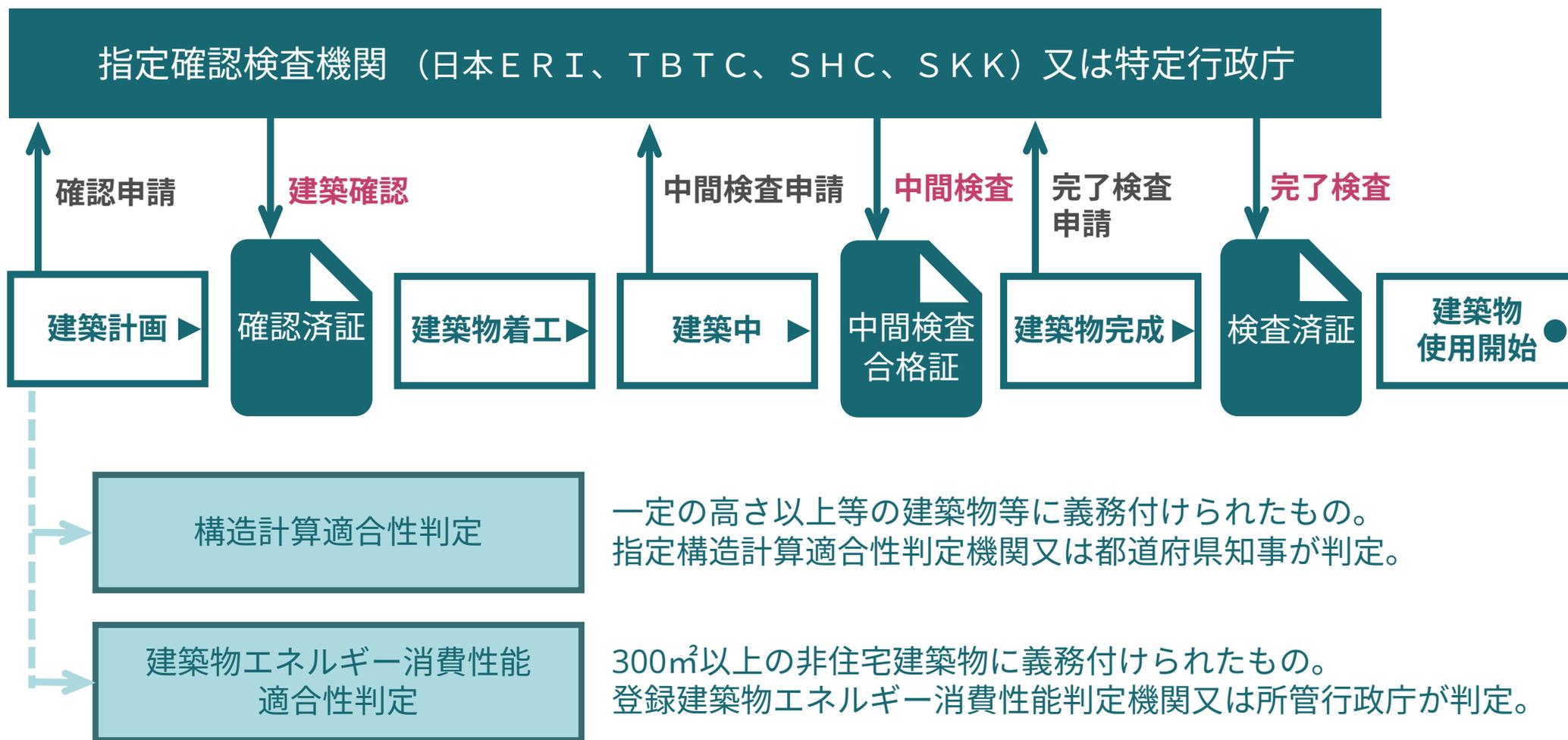
ソリューション事業

3事業の市場シェア

連結売上の構成

3. 主な事業 | 建築確認検査 (建築基準法)

建築物を新築する時、もしくはは一定の増改築・用途変更などを行う際に必要な手続き

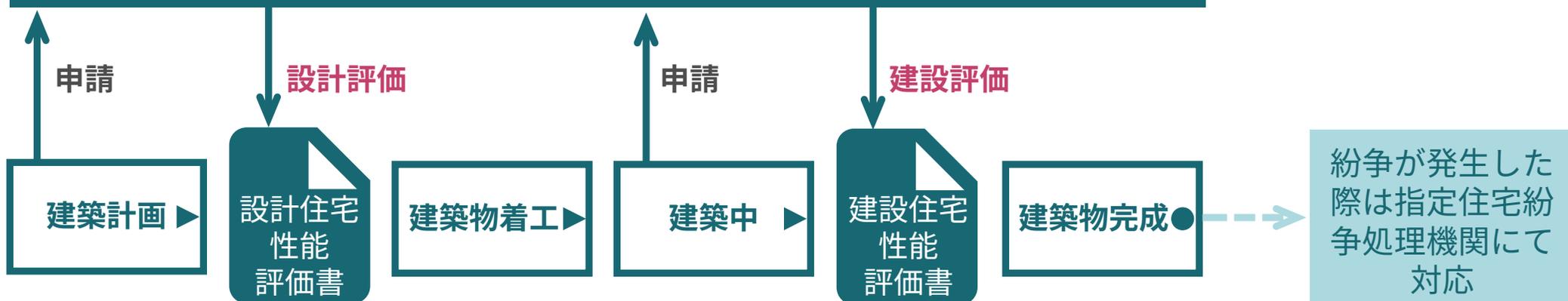


3.主な事業 | 住宅性能評価（住宅品確法）

住宅性能評価は住まいの安心を10分野のモノサシで評価



登録住宅性能評価機関（日本ERI、TBTC、SHC、SKK、ERIS）



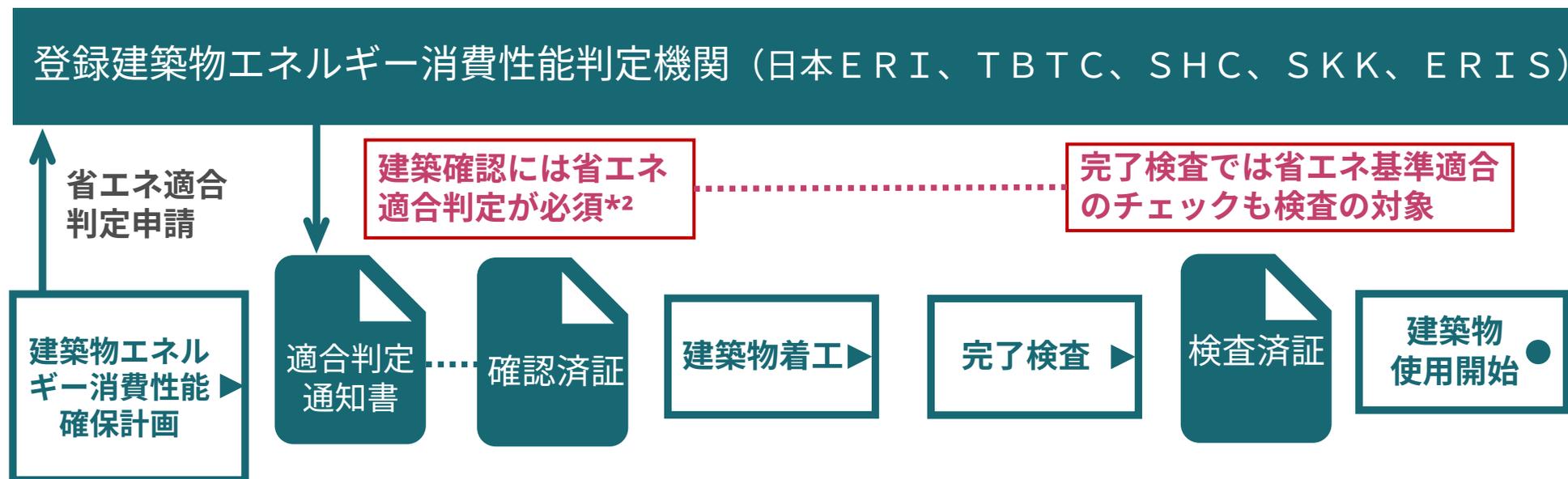
上段イラストの出所 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページより

3. 主な事業 | 省エネ基準適合性判定（建築物省エネ法）

2017年4月1日「建築物エネルギー消費性能向上に関する法律」の規制措置が施行
一定の建築行為をするときは、工事に着手する前に省エネ基準に適合している判定を受けることが義務化（2,000㎡以上の新設非住宅建築物）

2021年4月に義務化の対象が2,000㎡以上から300㎡以上に拡大

2025年度から全て*1の新築住宅・建築物が適合義務化対象へ



*1 ただし、平屋かつ200㎡以下の建築物は省エネ基準への適合性審査が不要

*2 ただし、300㎡以上の新設非住宅建築物に限る

3. 主な事業 | ソリューション事業

建築ストック、土木インフラ、環境関連などの業務

住宅
建築系

インフラ
環境系

耐震診断、被災調査

建物状況調査 (エンジニアリング・レポート)

既存住宅状況調査 (ホームインスペクション)

建築基準法適合状況調査

建築物の法定点検

CASBEE認証 (建築環境総合性能評価システム)

建設コンサルタント

測量

補償コンサルタント

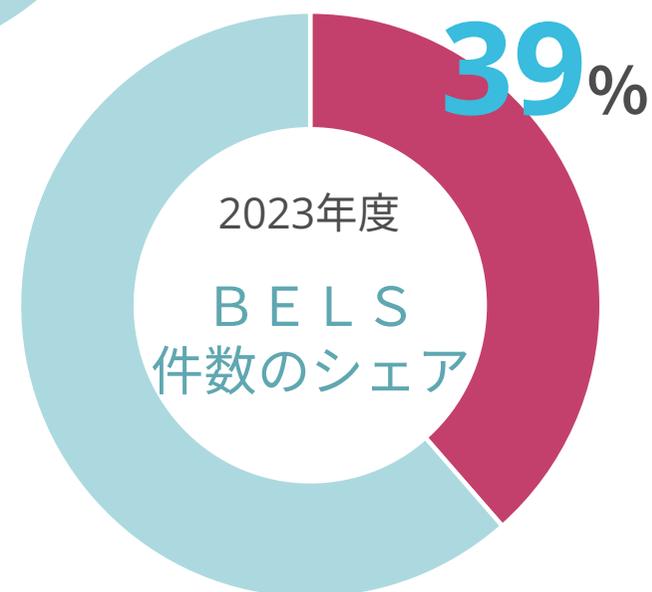
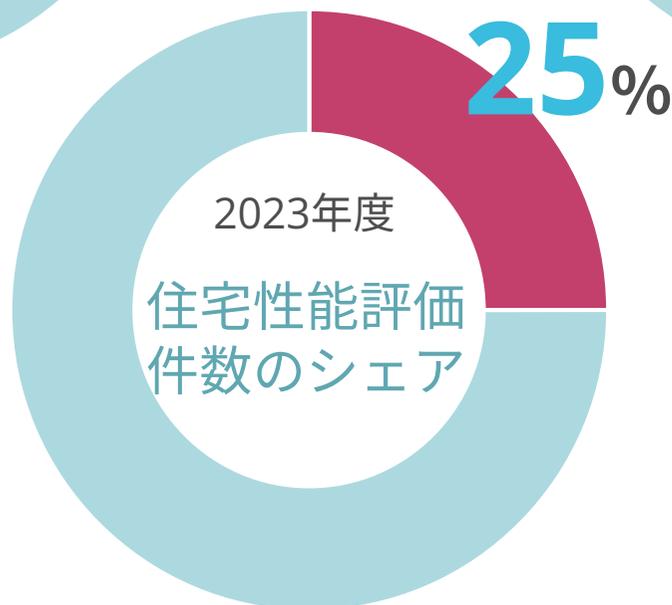
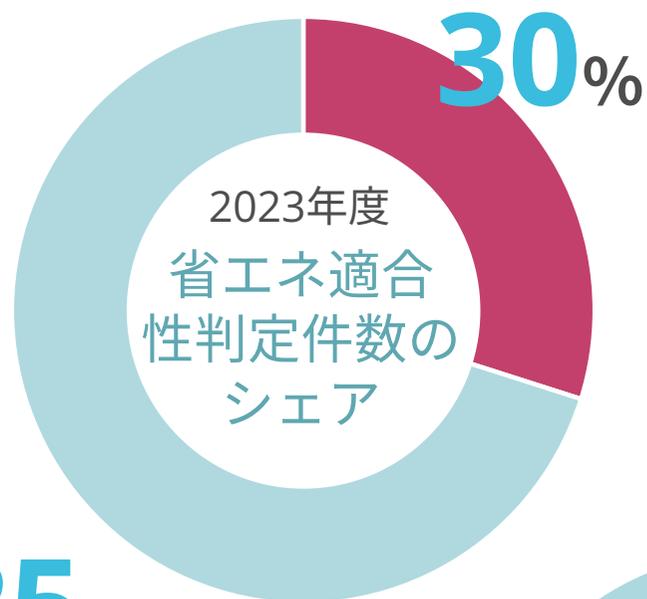
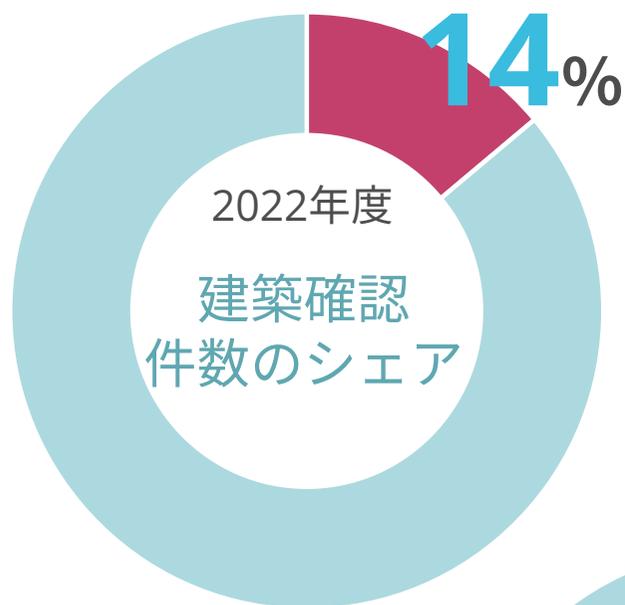
インフラ・構造物の点検

自然環境調査

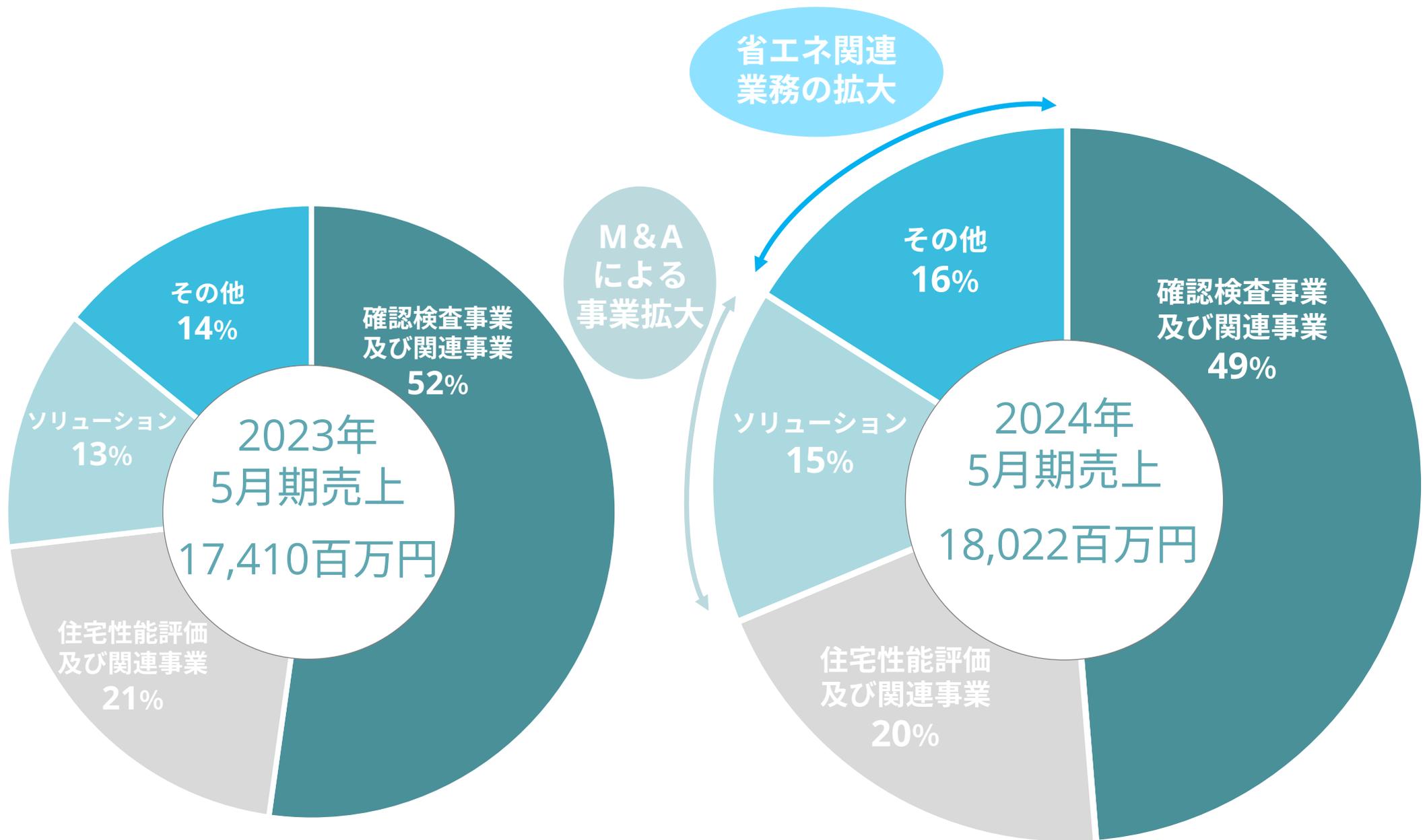
アスベスト/PCB等有害物質の調査

3. 主な事業 | 市場シェア

ERIグループは数多くの審査、認証など業務でトップシェア



3. 主な事業 | 連結売上の構成



4.成長戦略

社会課題解決と事業の連携

脱炭素社会への移行・循環経済への移行・自然再興の取組

中期経営計画

国の重要施策に連携

2025年法改正の全面施行に向け体制整備

建築物省エネ法、建築基準法

事業領域の拡大

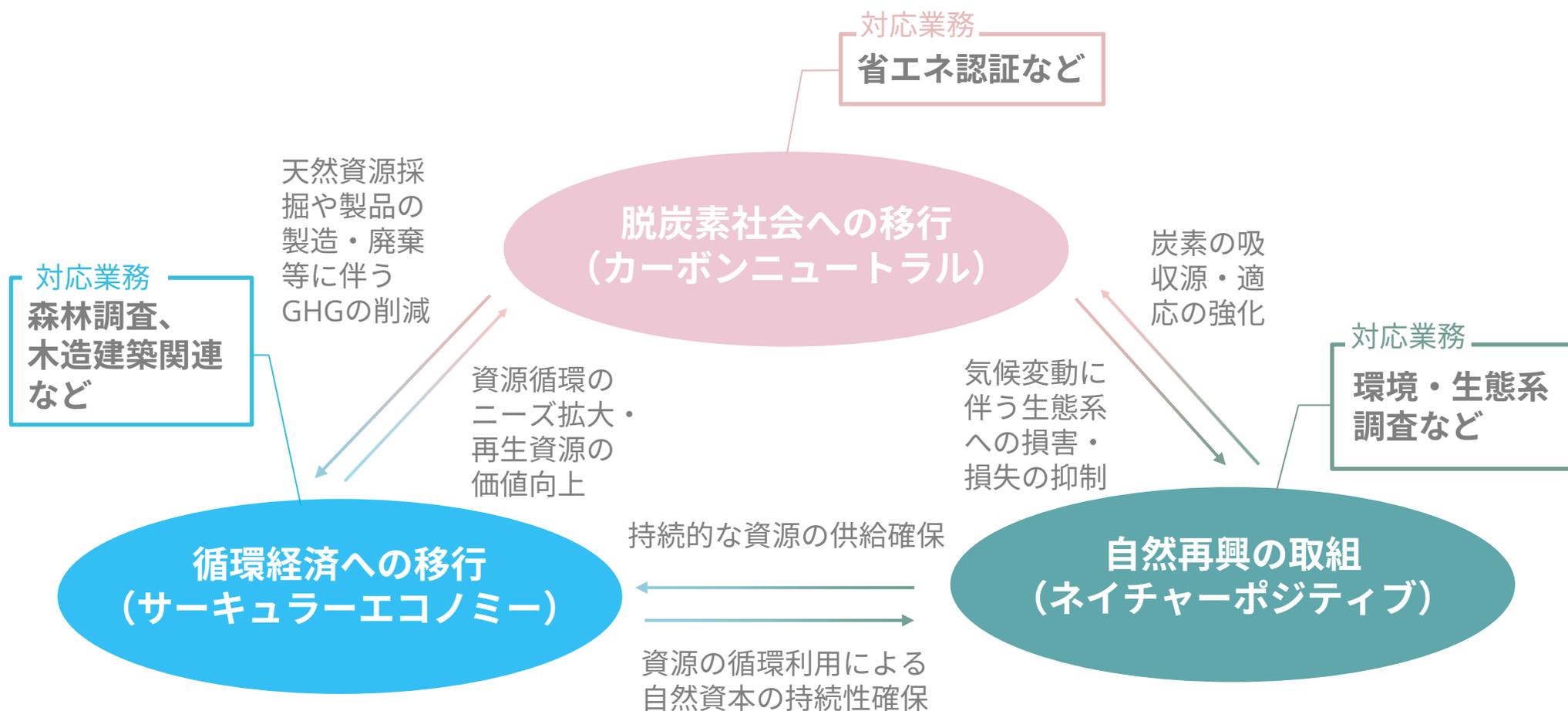
DX推進

人的資本の拡充

4.成長戦略 | 社会課題解決と事業の連携

当社グループのビジネスを、サステナビリティに係る社会課題解決のために必要な各種施策と連携

2030年に売上高300億円を目指す（30by30）



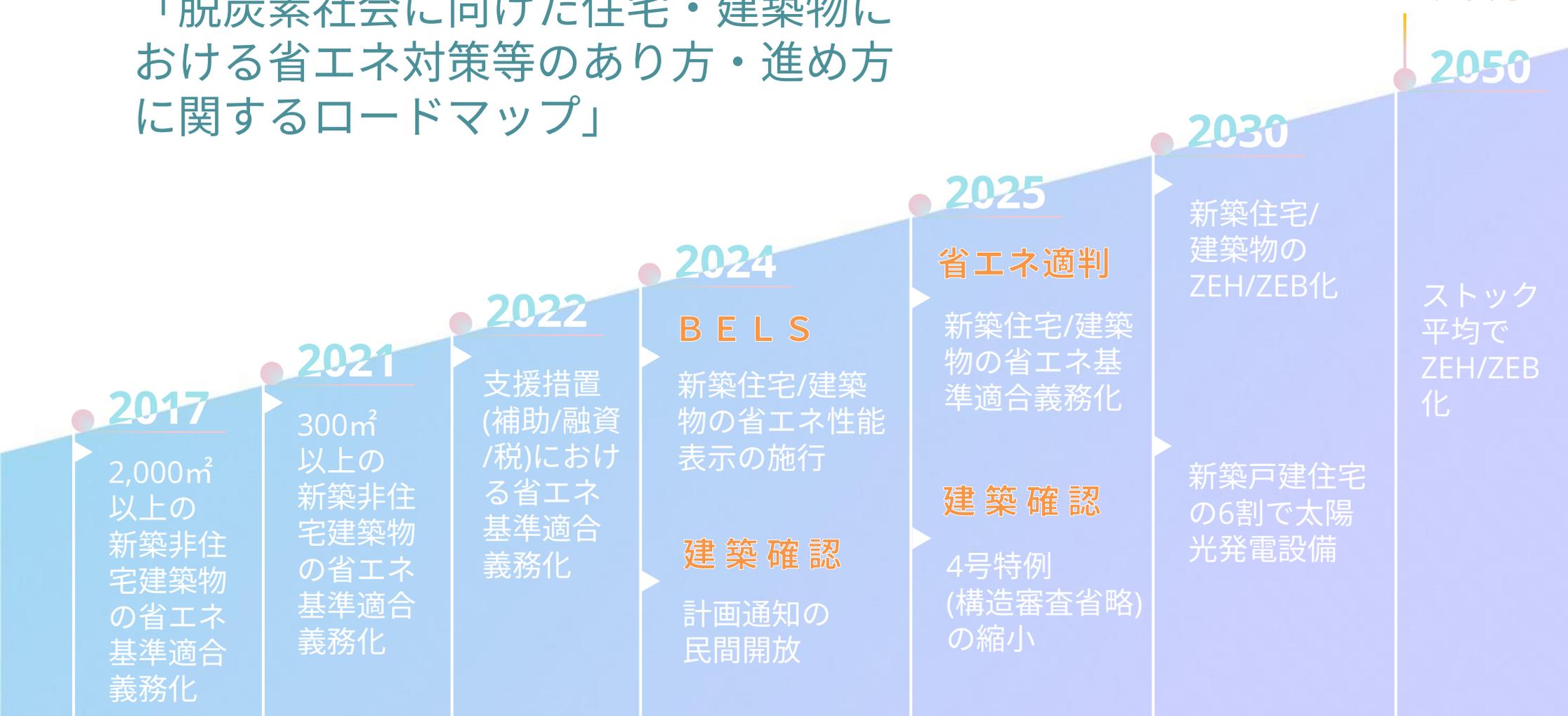
出所：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第2回資料：環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向について（2023年 環境省）

4.成長戦略 | 脱炭素社会への移行 (カーボンニュートラル)

国の重要施策に連携

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」

2050年
カーボンニュートラル実現



住宅/建築物の省エネ性能の目標と建築基準法、建築物省エネ法の改正

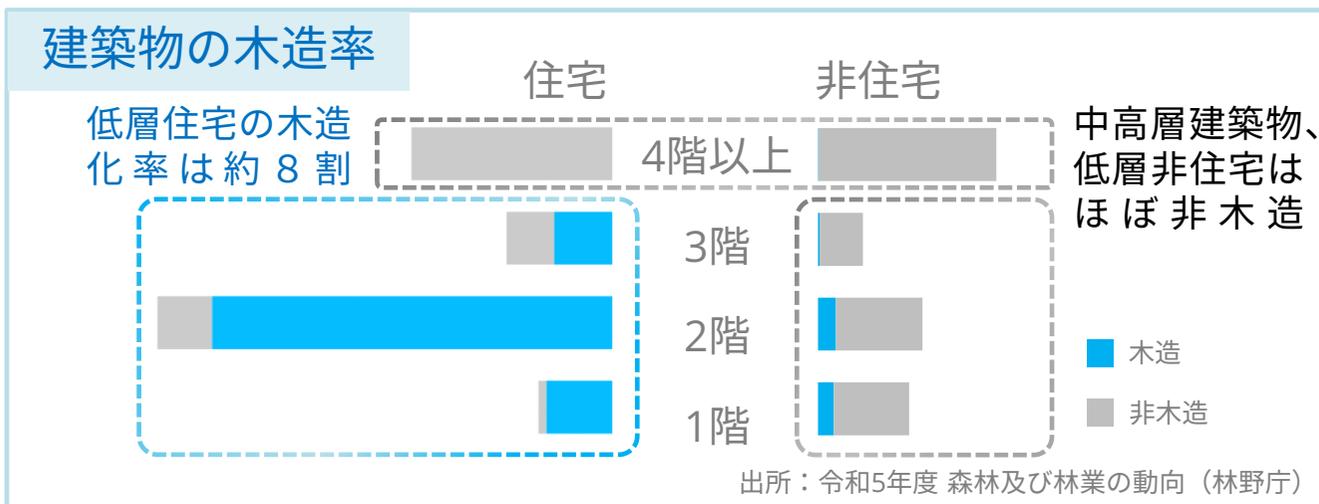
4.成長戦略 | 循環経済への移行 (サーキュラーエコノミー)

森林資源の循環利用の確立 - 都市の木造化、建築物の木材利用の促進に向けた施策 -

中高層建築物、非住宅建築物の木造化率を上げるための施策

防火に関する制限の合理化
(建築基準法)

審査機関に高度な
技術審査が要求される



森林関連のコンサルティング

- 森林調査計画
 - 林道・治山全体計画、森林整備計画
- 測量調査
 - 林道・専用道、治山、災害、路線、用地など
- 森林土木施設調査設計・施工管理
 - 林道・専用道、治山、災害・林道治山施設点検など
- 林業従事者の育成
 - デジタル技術を活用した安全教育



出所: 森林及び林業の動向 (林野庁)

4.成長戦略 | 自然再興の取組（ネイチャーポジティブ）

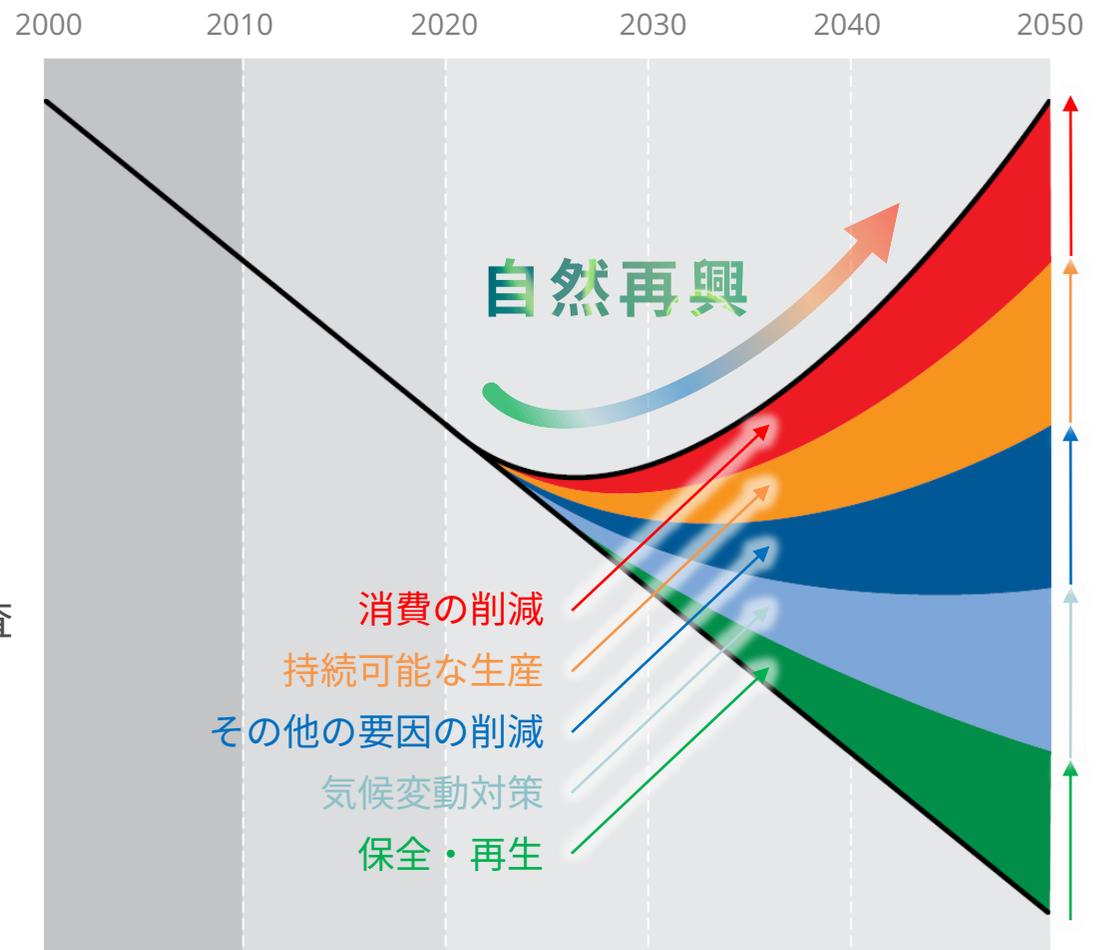
生物多様性国家戦略2023 - 2030では、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様の損失を止め、反転させること」（ネイチャーポジティブ：自然再興）の実現を目指す

「生物多様性増進活動促進法」
(2024年4月19日交付)

自然再興に係るコンサルティング

- 森林環境調査
- 環境影響評価
- 森林/河川水辺生物多様性基礎調査
 - 植物・魚類・両生爬虫類・哺乳類・鳥類・昆虫類・底生動物調査などの自然環境調査
- 樹木診断調査
 - 樹木医による樹木診断調査、樹木の管理方法などについて支援・提案
- 自然再生に関する調査、研究

生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ



出所：地球規模生物多様性概況第5版（環境省）

4.成長戦略 | 中期経営計画 (2023/5期~2025/5期)

サステナビリティにフォーカスし、中核事業強化・事業領域拡大の両輪で持続的な成長を目指す

サステナビリティ基本方針の実践

サステナ
ビリティ
重視

七つの理念



社会貢献



ESG

当社グループが担っている、住宅・建築物の安全・安心を支えるための役割は、持続可能な社会の実現に向けた政策の推進において必要不可欠な役務。サステナビリティ重視の経営理念の実践こそが、当社グループの社会的責任であり、同時に長期的な成長機会として取り組む。

チャレンジ：規制環境の変化、業界のリソース的課題などへの対応

中核事業
強化

人的資本への
積極的投資



人材教育



DX推進

2025年に控える、全ての新築住宅・非住宅建築物の省エネ基準適合義務化や4号特例（建築確認の審査免除特例）適用範囲の縮小、販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進など、大きな規制改革への対応が業界全体の課題。これを差別化の好機ととらえ、人材教育やBIMの活用などのDX推進によって競争力を強化する。

チャレンジ：インフラ・ストック分野の事業領域の拡大

事業領域
拡大

人的資本拡充



M&A



i-construction

インフラ・ストック分野の事業に関して、土木インフラの整備から自然環境の維持保全まで含め、より広範な社会インフラの課題解決に貢献できるよう事業領域拡大を推進。
事業推進に必要とする人的資本の拡充のために、M & Aの機会を積極的に模索する。

4.成長戦略 | 2025年法改正の全面施行に向け体制整備

1 建築物省エネ法①

POINT 住宅を含む全ての建物に省エネ基準適合義務化

2 建築物省エネ法②

POINT 省エネ性能表示制度の運用開始によって、BELS取得ニーズ

3 建築基準法①

POINT 4号特例の縮小によって、確認審査対象範囲拡大

4 建築基準法②

POINT 計画通知の民間活用によって、建築確認に新たな市場開放

5 建築基準法③

POINT 副主事/副検査員の新設によって、人材補強

4.成長戦略 | 省エネ適合完全義務化（建築物省エネ法）

住宅を含む全ての建物が省エネ基準適合義務化

- 建築物省エネ法の改正により、省エネ適合判定の義務化対象が300㎡以上の非住宅から、住宅を含む全ての建築物に拡大

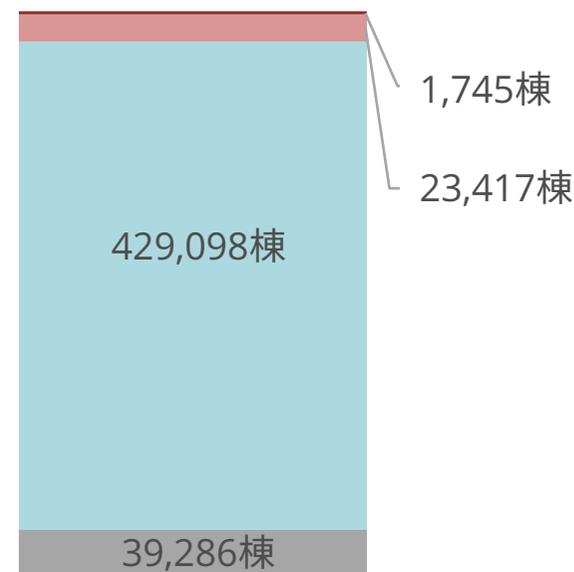
改正法（詳細は検討中）		
	非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡～)	適合義務 【2019年～】	適合義務化へ 【2025年～】
中規模 (300㎡～2,000㎡)	適合義務 【2021年～】	
小規模 (～300㎡)	適合性審査不要	

**新たな適合義務対象
年間推計棟数
493,000棟^{*1}**

- 小規模 非住宅
- 小規模 住宅
- 中規模 住宅
- 大規模 住宅

適合性審査不要の
年間推計棟数
67,000棟^{*2}

平屋かつ
200㎡以下
約67,000棟



^{*1} 2021年 国土交通省公表資料より2017年度建築着工統計値を使用

^{*2} 2022年 国土交通省公表資料より2020年度建築着工統計値を使用

4.成長戦略 | 省エネ性能表示制度（建築物省エネ法）

消費者向けに建築物の省エネルギー性能の表示ルールを策定

- 2024年4月から建築物の販売・賃貸を行う事業者は、告示で定める所定のラベルを用いて省エネ性能を表示することが義務付けられました
- 表示制度の施行を受けてBELSに大きな市場拡大余地



エネルギー消費性能
星のマークが増えるほど、省エネ性能が高いことを示しています

断熱性能
家のマークが増えるほど、断熱性能が高いことを示しています

第三者評価BELS

第三者の評価機関によって評価されたことを示しています

目安光熱費

年間にかかる光熱費の目安を記載しています
※目安光熱費は任意項目です

BELS評価書交付数
189,827 件



非住宅
2023年度着工棟数
58,507棟

BELS評価書交付数
1,288 件

4.成長戦略 | 4号特例審査免除の縮小（建築基準法）

4号特例[※]の縮小により構造計算等の審査対象が拡大

- 建築基準法の改正により、3年以内に4号特例範囲が縮小
- 審査省略の特例が廃止される棟数は年間推計約30万棟

〈現行法〉

木造建築物			
階数	延べ面積 200㎡以下	延べ面積 200㎡超 500㎡以下	延べ面積 500㎡超
3以上	2号建築物	2号建築物	2号建築物
2	4号建築物 [※]	4号建築物 [※]	2号建築物
1	4号建築物 [※]	4号建築物 [※]	2号建築物

〈改正法〉

構造計算等の
審査対象拡大
年間推計棟数
約30万棟^{*}

※建築士が設計した場合には、構造・防火規定等に係る確認検査機関による審査が省略される。

*2022年 国土交通省資料 建築着工統計調査（R2.4～R3.3）からの推計値

4.成長戦略 | 計画通知の民間活用（建築基準法）

各自治体独自での審査検査体制の維持に課題

⇒計画通知*1 の民間活用で建築確認に新たな市場開放

現 行			
建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知*1)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

見直し後			
建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知*1)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

新たに民間が
審査・検査可能
年間推計
約7,000件*2

*1 計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない

*2 2022年 国土交通省資料「建築基準法施行関係統計報告集計結果表」からの推計値

4.成長戦略 | 副主事/副検査員の新設（建築基準法）

法改正による審査/検査負担の増加に対応するべく、
資格者制度を改革

- 二級建築士も受検可能な二級建築基準適合判定資格を創設

※ 二級建築士が設計可能な小規模な建築物を確認検査するための資格
副確認検査員（民間職）、建築副主事（行政職）として二級建築士を活用

市場規模の推計*

全ての建築物
（一級建築士が設計可能） 約50万棟/年

小規模な住宅などの建築物
（二級建築士が設計可能）

内、40万棟以上

資格取得講座を開講！

- 確認検査員になるための資格取得講座を手掛けるERIアカデミーが、制度改正対応講座をいち早く準備。



令和5年講座
修了者合格率
53.5%
全国合格率35.7%
(国土交通省発表)

*国土交通省公表資料より当社推計

4.成長戦略 | 事業領域の拡大

中小企業が抱える事業承継課題解決の一助にM&Aを活用

2022 7		道建コンサルタント 室蘭地域を基盤とする建設コンサルタント	所在地 : 北海道伊達市 事業内容 : 建設コンサルタント、測量など
8		森林環境リアライズ 森林土木分野のエキスパート	所在地 : 北海道札幌市 事業内容 : 建設コンサルタント（森林土木）、測量など
9		日建コンサルタント 河川分野を得意とする建設コンサルタント	所在地 : 北海道札幌市 事業内容 : 建設コンサルタント、測量など
2023 5		北洋設備設計事務所 公共建築に特化した建築設計事務所	所在地 : 北海道札幌市 事業内容 : 公共建築物の設計・施工監理、省エネ診断、耐震診断など
10		アジアコンサルタント 中部・近畿圏で活動する建設コンサルタント	所在地 : 三重県松阪市 事業内容 : 建設コンサルタント、測量など
2024 6		福田水文センター 水文・水資源の専門集団	所在地 : 北海道札幌市 事業内容 : 建設コンサルタント（河川環境）、環境調査測量、環境分析試験業など
		国土工営コンサルタンツ 建設DXの一端を担う建設コンサルタント	所在地 : 大阪府大阪市 事業内容 : 建設コンサルタント、橋梁等の設計・点検、BIM/CIM モデリング

4.成長戦略 | DX推進

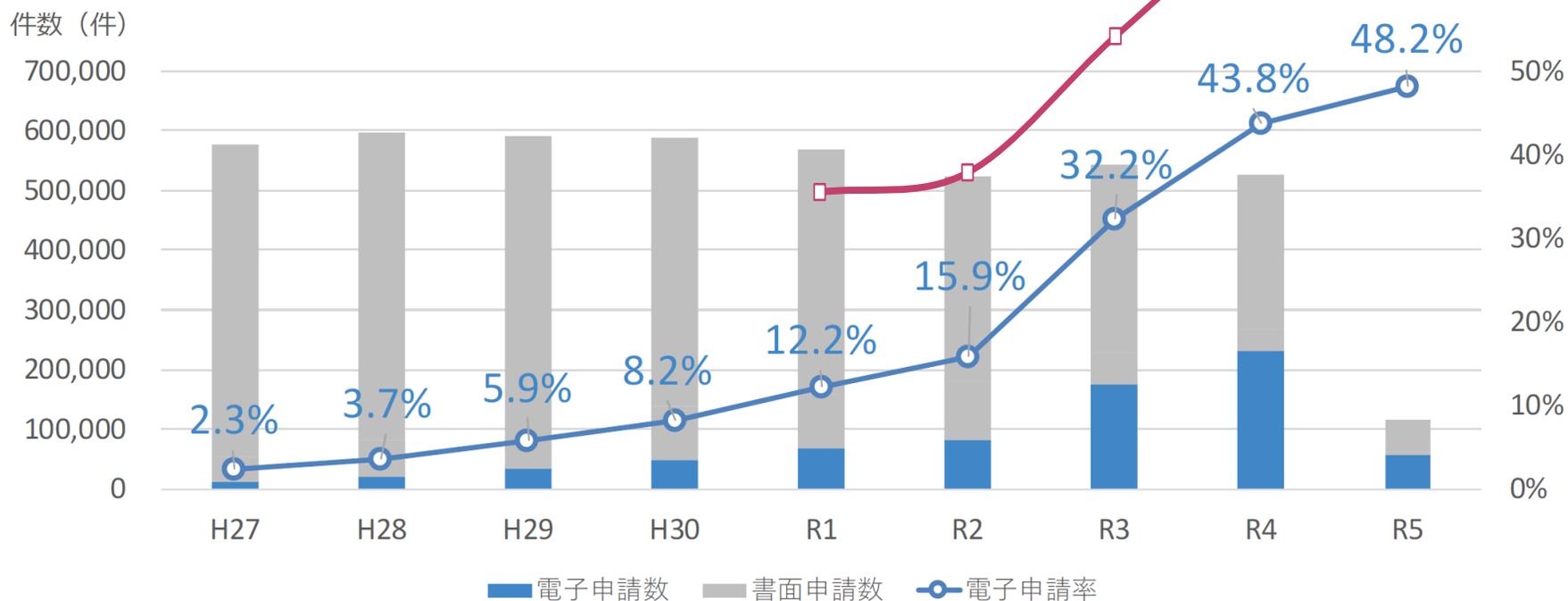
アナログ規制見直しとコロナ禍が重なって 窓口・設計図書申請からWeb・電子図書の申請にシフト

■ 各機関の電子申請対応状況 (R5.4時点)

			電子申請対応
指定確認検査機関	130機関	→ 54機関	41.5%
特定行政庁	448機関	→ 1機関	0.2%

ERIグループ
約80%

■ 建築確認申請の電子化率の推移 (R5.1Q時点)



出所：建築行政のデジタル化対応について (2024年 国土交通省)

4.成長戦略 | DX推進

先端技術活用によるリモート検査などに取組み

〈完了・中間検査の実証実験〉

- 国交省先導型BIMモデル事業の一環で事業者と共にリモート検査の実証実験を実施
- 実際の現場映像に3Dモデル（構造、意匠）を画面に投影し、その視点を遠隔地にいる検査員と共有



MRデバイスなどの先端技術を活用



MR画面



〈土木インフラ・建築ストックの事業に活用〉

- 赤外線カメラやレーザー測量装置を搭載したドローンで点検や測量に取り組む
- 近接目視点検を代替する先端デバイスを積極的に活用



ドローンによる点検・測量



4.成長戦略 | 人的資本の拡充

ダイバーシティ

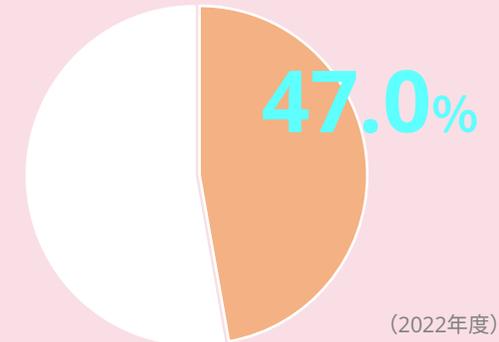
全ての従業員にとって

「働きやすく働きがいのある職場環境」の実現

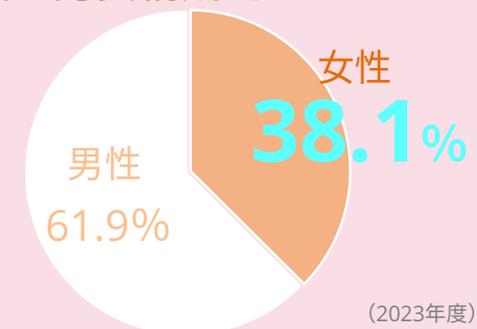
- ERIグループの一番の財産は「人」
- グループに教育機関設立（ERIアカデミー）
- 建設業界では高い女性従業員の比率
- 女性従業員の約半数は建築士等の技術資格者
- 外国人材（技術者）の教育と受け入れ

女性活躍推進

女性の技術資格保有比率



従業員の男女構成比



女性管理職比率



4.成長戦略 | 人的資本の拡充

女性活躍推進

女性管理職比率

2022年度
13.3%

2023年度
15.0%

K P I
2030年度
20%

男女の賃金差異

67.5%

72.3%

75%

育児休業取得率

106.7%

78.9%

毎年
100%

有給休暇取得率

64.5%

66.6%

75%

1ヶ月当たりの
平均残業時間

15.4時間

11.5時間

20時間以下

5.おわりに

私たちERIグループは
住宅・建築物から
土木・自然環境に至るまで
社会的課題の解決に貢献することを
事業活動の目的とする企業グループです。
ステークホルダーの皆さまと共に
持続可能な社会の実現を目指して参ります。



IRに関するお問い合わせ

E R Iホールディングス株式会社

広報IRグループ

TEL | 03-5770-1520 (代表)

E-Mail | info@h-eri.co.jp

<https://www.h-eri.co.jp/>



本資料にて開示されているデータや将来予測は、本資料の発表日現在の判断や入手可能な情報に基づくもので、種々の要因により変化することがあり、これらの目標や予想の達成、及び将来の業績を保証するものではありません。また、これらの情報は、今後予告なしに変更されることがあります。従いまして、本情報、及び資料の利用は、他の方法により入手された情報とも照合確認し、利用者の判断によって行って下さいますようお願いいたします。本資料利用の結果生じたいかなる損害についても当社は一切責任を負いません。